

## 次世代育成支援対策推進法 **くるみん認定基準等が改正されます** 令和4年4月1日から

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために定められた法律です（平成15年7月に成立（一部成立と同時に施行）、平成17年4月から全面施行）。

この法律において、常時雇用する労働者が101人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定・届出、外部への公表、労働者への周知を行うことが義務とされています（100人以下の企業は努力義務）。また、策定した「一般事業主行動計画」に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業は、申請することにより、厚生労働大臣より「くるみんマーク」の認定等を受けることができます。

### 令和4年4月1日からの改正ポイント

#### 1. くるみんの認定基準とマークが改正されます。

##### ① 男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されます。

男性の育児休業等の取得に関する項目	現行	令和4年4月1日以降
男性の育児休業等取得率	7%以上	10%以上
男性の育児休業等・育児目的休暇取得率	15%以上	20%以上

##### ② 認定基準に、男女の育児休業等取得率等を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」(<https://ryouritsu.mhlw.go.jp>)で公表すること、が新たに加わります。

#### 2. プラチナくるみんの特例認定基準が改正されます。

##### ① 男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されます。

男性の育児休業等の取得に関する項目	現行	令和4年4月1日以降
男性の育児休業等取得率	13%以上	30%以上
男性の育児休業等・育児目的休暇取得率	30%以上	50%以上

##### ② 女性の継続就業に関する基準が改正されます。

出産した女性労働者及び出産予定だったが退職した女性労働者のうち、子の1歳時点在職者割合  
 現行：55% → 令和4年4月1日以降：70%

#### 3. 新たな認定制度「トライくるみん」が創設されます。

認定基準は、現行のくるみんと同じです。

※トライくるみん認定を受けていれば、くるみん認定を受けていなくても直接プラチナくるみん認定を申請できます。

#### 4. 新たに不妊治療と仕事との両立に関する認定制度が創設されます

〈不妊治療と仕事との両立に関する認定基準〉

くるみん、プラチナくるみん、トライくるみんの一類型として、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業の認定制度「プラス」が創設されます。

● 受けようとする「くるみん」の種類に応じた認定基準を満たしていること。

● 次の(1)～(4)をいずれも満たしていること。

(1) 次の①及び②の制度を設けていること。

① 不妊治療のための休暇制度(多様な目的で利用することができる休暇制度や利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇は含まない。)

② 不妊治療のために利用することができる、半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワークのうちいずれかの制度

(2) 不妊治療と仕事との両立に関する方針を示し、講じている措置の内容とともに社内に周知していること。

(3) 不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること。

(4) 不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じる担当者を選任し、社内に周知していること。